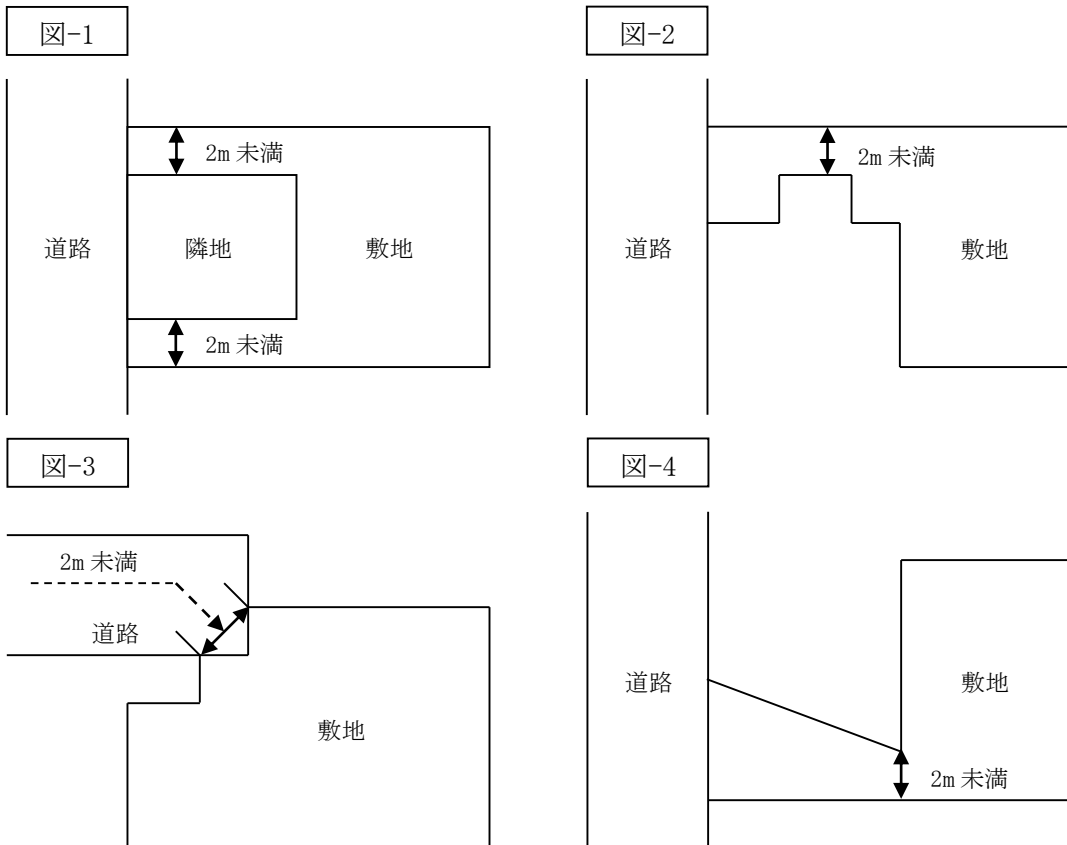


<p>集団規定</p>	<p>敷地と道路との関係</p>
	<p>法第 43 条第 1 項</p>

敷地の道路に接する長さのとり方

下図の敷地は道路に 2m 以上接しているといえない。



本条文は、避難又は通行の安全を図るために設けられた規定である。したがって、一ヶ所で所定の接道長さが必要であり、合計で 2m 以上道路に接していても接道義務を満たしているとはいえない。

また、**図-2**・**図-4**のように路地状部分のみで道路に接している場合、中間部で 2m に満たない部分がある場合も同様である。

よって、上図の事例はいずれも法第 43 条第 1 項の規定を満足しているとはいえない。

<p>技術的助言等</p>	
<p>参考資料等</p>	